



きれいな水を次の世代へ

令和2年度版
生活排水特集号

令和2年8月20日発行 編集・発行／四日市市上下水道局 生活排水課
TEL 059-354-8221・059-354-8402
〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号

下水道が支える水の循環

生活で使った水をきれいにし、川や海へ

海や地上から蒸発した水は、雲をつくって雨になり、地表を流れて川になり、再び海へと注がれます。このように、水が巡ることを「水の循環」といいます。

私たちは地球を循環している水の一部を利用し、炊事や洗濯などの毎日の生活や、農業や工業に使っています。生活で使った水(生活排水)は、下水処理場や合併浄化槽などできれいな水にして、川や海に還しています。



公共下水道

下水道が整備されたら接続を!!

下水道が使えるようになるまで…

1 地元説明会の開催

着工前には地元住民の方への地元説明会を開催し、工事の詳細とみなさんにご負担いただく受益者負担金について説明します。
※集金等を実施できない場合は、やむを得ず中止させていただくこともありますので、ご了承ください。



2 上下水道局の下水道工事

工事期間中は、交通規制や騒音・振動などでご迷惑をおかけし、申し訳ありません。交通安全に留意しながら、少しでもみなさんにご負担がかけられないよう進めますので、ご理解とご協力をお願いします。



3 宅内の排水設備工事

上下水道局の工事が完了したら、お客様ご自身で敷地内の配管と下水道管との接続工事を排水設備工事指定業者に依頼していただくことになります。



裏面の図で黄色に塗られた区域の方へ

水洗化工事をすみやかに進めるよう、宅内排水設備工事の資金を事前にご準備いただきますようお願いいたします。

受益者負担金にご理解をお願いいたします

下水道の施設は、道路や公園のようにどなたでも利用できるものではなく、整備された区域の人しかご利用できません。そこで、下水道整備により利益を受けることができる方に、建設費の一部をご負担いただくのが「受益者負担金制度」です。

下水道への接続義務

下水道法では、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全を行うため、公共下水道の供用が開始されると、供用開始区域内にある建築物から排出される排水を**公共下水道へ接続**させることが**義務付け**されています。
下水道法を順守していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

浄化槽を利用している方

下水道法第10条にて、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく公共下水道に接続させるよう規定されています。四日市市では要綱で**1年以内**と定めています。

くみ取り便所を利用している方

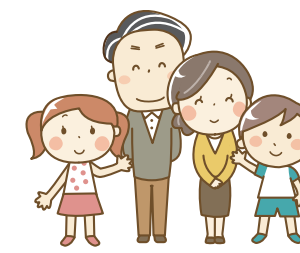
下水道法第11条の3にて、公共下水道の供用が開始された日から**3年以内**に水洗便所に改造し、公共下水道に接続させるよう規定されています。



下水処理場

あなたの家ではどのような方法で排水を処理していますか?

お子さんやお孫さんなどの世代へきれいな水環境を引き継ぐために、生活排水処理施設の整備や適切なご利用に、ご理解とご協力をお願いします。



生活排水処理施設には大きく分けて、二つのタイプがあります。

処理場で排水を集約的に処理するタイプ

- 1 公共下水道
- 2 農業集落排水
- 3 コミュニティ・プラント

個別に排水を処理するタイプ

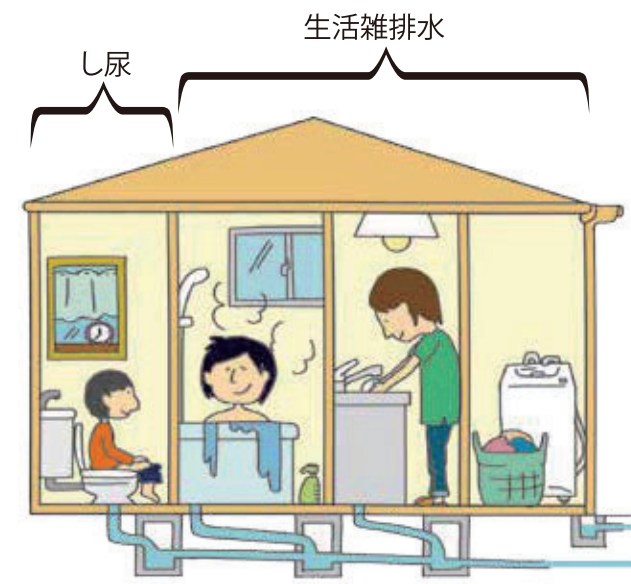
- 4 合併浄化槽
- 5 単独浄化槽
- 6 くみ取り便所

1～3は、生活排水全般を処理しています。
5と6はトイレ排水のみを処理し、お風呂や台所などの生活雑排水は処理されずに流れます。

市の汚水衛生処理率は**89.2%**

トイレ排水と生活雑排水を合わせた生活排水全般を、上記1～3により、衛生的に処理している割合のことを「汚水衛生処理率」といいます。四日市市ではこの割合が89.2% (令和元年度末時点) となっています。

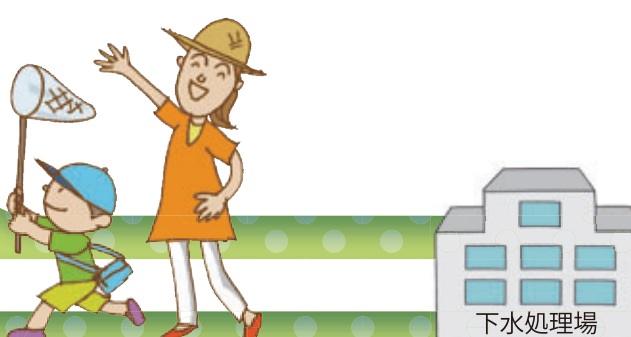
残りの10.8%は上記5と6により、トイレ排水のみを処理しており、生活雑排水がそのまま流れ、川や海を汚してしまいます。そのため、公共下水道や合併浄化槽への転換を進めていく必要があります。



生活排水全般を処理(1234)

トイレ排水のみを処理(56)

公共下水道や合併浄化槽への転換をお願いします



公共下水道

公共下水道 補助制度のご案内

公共下水道の接続にあたっては、様々な制度があります。各種補助制度をご活用いただき、公共下水道への早期接続にご協力ください。
※必ず、工事着手前に生活排水課へご相談ください。

戸建住宅の下水道接続工事の場合

公共下水道接続促進補助金(市民税非課税世帯補助)

市民税非課税世帯を対象に公共下水道への接続工事費の一部を補助します。
〔補助対象者〕
世帯全員の市民税が非課税
〔補助の条件〕
・供用開始区域の公示から3年以内
・共同住宅でない建物など

〔補助金の額〕 公共下水道への接続工事費の2分の1	
汚水処理区分	補助上限額
くみ取り便所	250,000円
単独浄化槽	200,000円
合併浄化槽	120,000円

水洗便所改造資金融資 あっせん利子助成制度

供用開始区域内の家屋(新築・増築、事業用、共同住宅を除く)の接続工事費の融資を金融機関にあっせんし、その利息に相当する金額を助成します。
〔融資斡旋の条件〕
・供用開始区域の公示から3年以内
・融資額: 100万円以内 など



公共下水道

水洗化工事費積立奨励金(らくらく水洗化積立)

下水道接続工事費用を、積立預貯金をしていただき、すみやかに接続工事を行った方に奨励金を交付します。
〔交付条件〕
事業計画区域内の下水道工事が予定されている区域および供用開始後1年以内の区域にある建物(新築、増築及び共同住宅を除く)の接続工事を、供用開始区域の公示から3年以内に完了すること
〔奨励金の額〕
接続工事費と積立預貯金の残高のうち、低い金額を対象に、積立開始年月から接続工事が完了した年月までの期間の積立月数に応じて算出(上限額5万円)

アパートやマンションなどの下水道接続工事の場合

共同住宅排水管設置費補助金

アパートやマンションなどの共同住宅の下水道接続工事費用の一部を補助します。
〔補助の条件〕
供用開始区域の公示から3年以内
〔補助の単価〕
舗装あり → 14,000 (円/㎡)
舗装なし → 11,000 (円/㎡)
〔補助金の額〕
敷地内に設置する配管延長※から5.0mを差し引いた配管延長
※全戸の排水が合流した箇所からの配管延長



下水道を私道に引きたい場合

私道への公共下水道布設制度

一定の条件を満たしていれば、市の負担で公共下水道を整備します。
〔公共下水道布設条件〕
・私道のすべての土地所有者が同意していること
・私道を使って排水される公道に面していない家屋(所有者が居住)が2戸以上あり、すべての家屋が水洗化にすること など

私有地内共同排水管設置費補助金

みなさんが自己負担で私道に排水管を埋設する際に、工事費の一部を補助します。
〔条件〕
・私道のすべての土地所有者が同意していること
・私道を使って排水される公道に面していない家屋(所有者が居住)の2戸以上が水洗化すること など

注意!

何でも下水道に流さないで!

衣類、タオル、紙おむつなどが原因による詰まりが発生しています。信じられないような話ですが、実際に起こっています。下水道はみなさんが生活で使った水をきれいにし、川や海へ戻すものです。水に溶けないものは流さないでください。また、油は紙などで吸い取ったり、油処理剤で固めたりして、ごみとして捨ててください。特に飲食店などの店舗や工場等の事業所の油は、産業廃棄物となりますので、下水道へ流さないでください。

大雨が降ったとき、ご自分の家の水はけをよくするために汚水枡のふたなどを開けて雨水を下水管に流す方がいます。雨水が下水管(汚水管)に流れ込むと、処理場の処理能力を超え、汚水処理ができなくなってしまいますので、絶対にしないでください。

水害防止のため、麦・稲わら、刈草等の管理にご協力ください

台風や集中豪雨など大雨の際、麦・稲わら、刈草等が水路に詰まり、路上冠水や家屋への浸水の原因となる場合があります。すきこみするなどの管理をしていただき、水害防止にご協力をお願いします。



下水処理場

浄化槽からきれいな水を

合併浄化槽の設置を応援します

浄化槽は市街地調整区域や下水道などの汚水処理施設が未整備の区域で設置され、生活雑排水を、きれいな水に処理して川などに流すための装置です。
浄化槽には「合併浄化槽」と「単独浄化槽」の2種類があります。
単独浄化槽はトイレ排水のみを処理するのに対し、合併浄化槽はトイレやお風呂、台所の排水などをまとめて処理するものです。
四日市市では、環境に優しい合併浄化槽への転換を推進しています。



合併浄化槽の維持管理を応援します

浄化槽を使用されている方が行っていた3つのこと

4か月に1回以上 保守点検

上下水道局に登録をしている保守点検業者(別紙参照)に依頼し、浄化槽の点検、装置の調整・修理、消毒剤の補充などをお願いします。



※浄化槽法第8条(保守点検)

年に1回以上 清掃

市の許可を受けた清掃事業者(別紙参照)に依頼し、浄化槽内にたまった汚泥の除去と清掃をお願いします。



※浄化槽法第9条(清掃)

年1回 法定検査

浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく動いているかを検査します(第11条検査)。
(一財)三重県水質検査センター(Tel.059-213-0707)に依頼してください。
検査料金は3,800円です(20人槽以下)。



※浄化槽法第11条(定期検査)

それぞれの補助制度には、対象となる区域などの条件があります。詳細は生活排水課までお問い合わせください。

合併浄化槽 補助制度のご案内

合併浄化槽設置費補助金

住宅に新しく合併浄化槽を設置される方への補助制度です。
浄化槽の設置工事を行う前に申請してください!

	新築補助額 (新築・改築・増築)	転換補助額 (単独浄化槽またはくみ取り式便所からの転換)
5人槽	210,000円	570,000円
6～7人槽	240,000円	630,000円
8～50人槽	270,000円	690,000円

合併浄化槽維持管理補助金

住宅の合併浄化槽を適正に維持管理されている方への補助制度です。
(一財)三重県水質検査センターによる法定検査(第11条)※2の結果が、「適正」または「おおむね適正」となった合併浄化槽に補助します。
※1: 単独浄化槽は対象外
※2: 法定検査(第7条)は対象外

	補助額
5～6人槽	7,000円
7～9人槽	9,000円
10～50人槽	12,000円